

日本国憲法の平和構想とその現実性

川 添 利 幸

1 まえがき

1) 改憲問題の新局面 このところ、日本国憲法の改正問題は、新しい局面を迎えた。まず、昨年（2005年）11月22日、自民党は結党50年記念大会で「新憲法草案」^①を公表した。自民党が政権政党であることを考慮すると、改憲問題に対して持つ意義は、他の草案^②と比べて格別に大きいといわねばならない。

また、昨年9月11日に行われた第44回衆議院議員総選挙において、自民党は296議席を獲得し、公明党31議席と合わせて、与党として327議席を占めることとなった。その結果、定数480の3分の2を超える巨大与党が誕生した。このことは、国会の改憲発議要件との関係で、重要な意味を持つ。

さらに、最近の新聞の報道によれば、安倍首相は今年（2006年）10月31日、米CNNテレビと英紙フィナンシャル・タイムズのインタビューに応

① 自民党は、かねがね占領軍に押し付けられた日本国憲法を廃止し、自主憲法を制定すべきだと主張してきたから、これを「新憲法草案」と名づけているが、実質的には「日本国憲法の改正案」に他ならない。

② 例えば、鳩山由紀夫『新憲法試案』（PHP研究所、2005年）、読売新聞社編『憲法改正：読売試案2004年』（中央公論新社、2004年）。その他、小林幸夫「各界の憲法改正案（抄）」This is 読売・臨時増刊『日本国憲法のすべて』（1997年）436頁～447頁所収、全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』（2005年）「第8部 資料編Ⅰ憲法改正案・構想」、全国憲法研究会編『法律時報増刊 続憲法改正問題』（2006年）「第4部 資料編Ⅰ憲法改正案・構想」参照。

じ、「自民党総裁としての自分の任期は3年で、2期までしか務められない。任期中に憲法改正を目指したい」と述べて、憲法第9条を含めた改憲に強い意欲を示したと伝えられている。

このような事実を考え合わせると、改憲問題は、まさに重大な局面を迎えたといわねばなるまい。

2) 改憲の争点は第9条 ところで、政権政党の意図する憲法改正のねらいが第9条にあることは言うまでもない。上述のインタビューで安倍首相は、今の憲法に明文化されていない新しい価値の例として環境権やプライバシー権を盛り込む必要性を指摘しているが、「時代にそぐわない条文の典型的なものは憲法第9条。日本を守るとの観点、国際貢献を行っていく上でも憲法第9条を改正すべきだ」と強調している。

環境権、知る権利、プライバシーの権利など、制定当時には知られていなかった新しい憲法上の概念が登場してきた今日、これらの権利を保障する明文規定を追加すべきだという意見は、多くの人々に受け入れられやすい^③。しかし、憲法第9条の改正となると、意見は真っ二つに分かれる。この二つを抱き合わせにして、憲法第9条の改正を強調しているところに、できるだけ抵抗を少なくして第9条の改正を実現しようとするねらいが垣間見える。

3) 第9条改正の論拠 安倍首相は、上述のインタビューの日の夜、首相官邸で記者団に対して、憲法改正案は、「自民党が昨年11月にまとめた『新憲法草案』をもとにすることが望ましいとの考えを示した」と伝えられる。では、自民党の「新憲法草案」(以下「草案」と略す)は、第9条をどのように変えようとしているのか。またその根拠は何か。

まず第9条をどのように変えようとしているかを見てみよう。

③ これらの権利を急いで明文化する必要は無いとする者もいる。現在の憲法のもとで、判例などを通じて実質的な保障の経験を積み重ね、未熟な権利の成熟を待ってから明文化しても遅くは無いという。

「草案」第9条は、日本国憲法（以下憲法と略す）第9条第1項の規定（平和主義の原則）をそのまま残し、第2項（戦力と交戦権の放棄）を削除した。そして「草案」第9条の2を新設した。その「草案」第9条の2の第1項で「自衛軍の保持」を明文化し、その第3項で自衛軍に「国際平和の確保のための国際協調活動」を承認した。

では、そのように変える理由は何か。これは、さきに引用した首相のインタビューでは「日本を守るとの観点」と「国際貢献を行っていく上で」という二つの理由が挙げられている。しかし、これではあまりにも抽象的で分かりにくい。そこで、これを「草案」第9条及び第9条の2に即して補い、そのねらいを分かりやすく言えば、次のようになる。海外派遣が当たり前になった自衛隊を「自衛軍」として、きちんと位置づけ、現実との乖離を埋めた上で、その「自衛軍」の任務に、自国の防衛・緊急事態への対処のほか、「国際平和の確保のための国際協調活動」を加え、海外での武力行使ができるような道を開くことである。

ちなみに、最も論議された「集団的自衛権」は、明文化を見送ったが、解釈で行使を容認できるとし、具体的な内容は、予定している「安全保障基本法」に譲ったといわれる。そのような扱いになったのは、おそらく次のような経緯が考えられる。現憲法のもとでは、「集団的自衛権は所持しているが、その行使は許されない」とする政府の公式見解^④が、自衛隊の活動を制約してきた。その制約を取り除きたいというのが政府・自民党の当面の課題と見受けられる。そこで、その制約の根拠である憲法第9条第2項を削除して「草案」第9条の2のように変えてしまえば、「集団的自衛権」は、明文化しなくても解釈で容認できるということであろう。

4) 第9条改正の本質的争点 憲法第9条を政府・自民党が改正しようとする試みには、多くの問題がある。しかしここでは、その試みの基底に

④ 防衛庁編『日本の防衛 防衛白書平成16年版』（ぎょうせい、2004年）79頁、361頁。

ある次のような根本的な考え方に焦点を絞って検討することにしたい。それは、憲法第9条の志した「非武装平和主義」^⑤を実現不可能な、しかも時代遅れなものとする考え方である。そのような考え方が成り立つとすれば、第9条の改正には、理由があるといわざるを得ない。しかし、それが成り立たないとすれば、第9条を改正しようとする最も重要なしかも本質的な大義名分が崩壊してしまう。つまり、これこそが第9条改正の是非を決する本質的な争点なのである。この本質的な争点は、さらに次の二つの具体的な問題に分けて論じるのが、分かりやすいであろう。その一つは、「憲法第9条で日本の安全は保障できるか?」であり、もう一つは、「憲法第9条は、国際貢献の妨げにならないか?」である。

2 憲法第9条で日本の安全は保障できるか?

1) 非武装平和主義と自衛権 第9条が「非武装平和主義」を宣言していると聞くと、一般の市民は、日本は自衛権まで放棄したのかと早合点する人が少なくない。もちろん学説は分かれるが、私は、自衛権は放棄してはいないという立場に賛同する^⑥。放棄したのは、軍事力による自衛権の行使であって、軍事力によらない自衛権の行使は容認されていると解する。詭弁のように聞こえるかもしれないので、個人の場合を例にして、説明を

⑤ 憲法第9条が「非武装平和主義」を定めたかどうかについては争いがある。しかし政府は、少なくとも当初は「非武装平和主義」を定めたとする立場をとっていた。制憲議会における政府の説明もそうであった。また、当時の文部省が作った中学1年の社会科の教科書『あたらしい憲法のはなし』にもそう書いてあった。政府の見解は、その後変遷を重ね、今日に至っている。学界も、最近はともかく、長い間この解釈が多数説であったことは疑いない。

⑥ 自衛権の概念をどう捉えるかによって学説の類型も変わる。自衛権の概念に軍事力の発動を不可欠の要素と見る立場では、軍事力によらない自衛権を認める学説は、自衛権放棄説に分類されることになる。

補足しよう。

個人に自衛権が認められているのは言うまでもない。「正当防衛」（刑法36条）は、その例である。しかし、同時に、わが国では、銃砲刀剣の所持が禁止されている（銃砲刀剣類所持等取締法3条）。その結果、銃砲刀剣を用いての自衛権の行使はできない。認められているのは、武器を使わない自衛権に限られる。柔道、空手、殴る、蹴る、噛み付くといったものが考えられる。アメリカでは、いろいろ議論はあったものの、現在は、銃の所持が認められている。銃を使って自衛権を行使することができる。一見、アメリカのほうが自衛権を行使する方法として優れているように見えるが、必ずしも即断できない。銃の所持が認められていることによって、かえって社会の安全が損なわれるという側面も考慮に入れて、個人の安全保障の問題は、総合的に考えなければならないからである。

最近では、わが国の治安も怪しくなってきたが、少なくとも、過去の長い間、アメリカよりも日本の社会のほうが安全とされてきたことを考慮すると、銃砲刀剣による自衛権の行使を認めていないわが国の法制を、非常識といえないことは確かである。

国家の場合にも、個人の場合と同様に、「軍事力による自衛権」と「軍事力によらない自衛権」があって、憲法第9条の「非武装平和主義」は、「軍事力によらない自衛権」だけを認めていると解することは、詭弁ではない。

2) 軍事力によらない自衛権と軍事力による自衛権 それでは、国家の場合、軍事力によらない自衛権の行使手段として考えられるものは何か。学説が挙げるものとしては、外交交渉による侵略の未然回避、警察力による侵害排除、民衆が武器を持って抵抗する群民蜂起などがある^⑦。しかし、外交交渉による侵略の未然回避が失敗に終わって、相手が軍事力による攻

^⑦ 法学協会編『註解日本国憲法(上)』、清宮四郎『憲法I』、佐藤功『日本国憲法概説』、芦部信喜『憲法学I 憲法総論』など。

撃を仕掛けてきたときには、国内の治安維持を任務とする警察力による侵害排除は、気休め程度の効果しか期待できない。さらに、民衆が武器をもってする群民蜂起^⑧は、自然発生的なもので、国家の自衛権の行使といえるかどうか疑問の余地がある。

それにもかかわらず、有力な学説が、このような説明をしているのには、理由がある。それは、憲法第9条の平和構想が、主権国家の軍事力による自力救済制度の限界を克服して、国連による「集団安全保障」のシステムに依拠しようとする歴史の流れを重視しているからである。つまり、軍事力によらない自衛権の行使は、国連安全保障理事会の措置（最終的には、国連軍の出動）が採られることを織り込み済みの構想であったといつてよい。個人の場合、武器を使えない自衛権が、ピストル強盗に対して気休め程度の効果しか期待できなくても、警察があるから大丈夫と思っているように、憲法第9条の軍事力によらない自衛権も、自力救済に全面的に依存することをやめて、国連憲章で構想された集団安全保障のシステム、特に「国連軍」に、いわば、世界連邦の「警察」の役割を期待していたと考えてよからう。

第9条が構想した「非武装平和主義」は、国連憲章の描いた戦後世界の平和構想に従いながら、これをもっと確かなものにするために、さらに一歩を進めたものである。それは、当時の世界の多くの人々の願望にも合致するものであって^⑨、けっして非常識なものではなかった。

それにもかかわらず、第9条の「非武装平和主義」を非現実とする見解が早くから主張されていたのはなぜか。それは、国連憲章の成立時に、す

⑧ まだ占領されていない地域の住民で、敵軍の接近に際して、進入する敵軍隊に抵抗するために自発的に武器を取るものを言う。敵が侵入してしまった地域や占領された地域で一般文民の武力抵抗である「レジスタンス」またはパルチザン活動とは区別される（国際法学会編『国際法辞典』[鹿島出版会、1975年]）。

⑨ 安倍能成「平和への念願」井上ひさし・樋口陽一編『『世界』憲法論文選1946～2005』（岩波書店、2006年）57頁以下所収。

でに米ソ超大国の主導権争いが影を落とし、憲章自体の中に集団安全保障の理念を妨げかねない規定が加えられ^⑩、その懸念が現実となったからである。

まず、国連憲章の構想した集団安全保障のシステムが、安全保障理事会における常任理事国、とりわけ冷戦を背景にした米ソの拒否権行使によって、機能麻痺に陥ってしまった。その結果、世界の国々は国連憲章第51条を根拠に「個別的又は集団的自衛権」による安全保障の道を選ばざるを得ないことになる。国連憲章第51条は、もともと国連の安全保障理事会が「国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」に認められた、いわば応急的な例外措置であった。ところが、常任理事国、とりわけ米ソの拒否権による安全保障理事会の機能麻痺によって、恒常的な性格のものに変質してしまったといっても言い過ぎではない。この状態は、本来の国連憲章が描いた安全保障の構想とは、まったく異質のものといえよう。

本来、国連の集団安全保障方式は、従来の制度、つまり、主権国家の軍事力による自力救済制度のもとでは、どのような戦争も「自衛」の名において行われ、その結果、国際平和が実現できないという反省から生まれたものである。その肝心な集団安全保障機能が麻痺した結果、例外的、応急的に認められた第51条の自衛権の行使が常態化してしまったとなると、克服しようとした元の状態に戻ってしまうことになる。もちろん国連もこの状態を座視していたわけではない。ここでは立ち入らないが、さまざまな工夫をしてきている。それは評価しなければならないが、国連による安全保障の現状が、本質的にこのような状態にあるということに変わりはない。

このような世界の現状を直視すると、第9条の構想した「非武装平和主義」が実現性に乏しい理想論に見えてくるのも無理はない。「軍隊が無く

⑩ 安全保障理事会における常任理事国の拒否権、集団的自衛権の承認などの制度の問題性については、浅井基文『集団的自衛権と日本国憲法』（集英社新書、2002年）105頁以下、107頁以下。川村俊夫『戦争違法化の時代と憲法9条』（学習の友社、2004年）126頁以下、参照。

て侵略されたときにどのようにして国を守るのか」。これが憲法を改正して、いわゆる「普通の国」になれば、と主張する人たちが、非武装平和論者に投げかける最も鋭い質問である。そして、これは、非武装平和主義に対して、多くの人が感じる素朴で、しかも本質的な疑問であるといつてよい。

しかし、この質問には、軍隊さえあれば侵略されても安全という無意識の前提があるように思われる^①。軍隊があっても勝つとは限らない。侵略者の軍事力を上回る軍事力がなければ安心できない。それなら侵略者を上回る軍事力を持つてばよい、ということになる。しかし、世界のどの国から攻められても大丈夫という軍備は、どの程度のものになるかを考えれば、軍隊さえあれば侵略されても安全と、安易に考えることは許されない。ソ連がアメリカとの軍拡競争に敗れて崩壊した教訓に照らしてみれば、安全を保障する軍備を持つということが、いかに難しいことかは、明らかである。

これに対して次のように反論されるかもしれない。「世界のどの国から攻められても大丈夫という軍備が必要なわけではない。世界の現状から考えて日本が侵略される可能性のある国に限定すればよい。」いわゆる「仮想敵国」に備える考え方である。しかし、仮想敵国に限定したとしても、これを上回る軍備をすれば、相手国は、それを自国に対する脅威と考えることは必定である。わが国の軍事力は、自衛のためのものであるといつても、相手国が信じてくれるとは限らない。世界中を見渡しても、侵略を目的とする軍隊を持つという国はないからである。そこで軍拡競争が始まり、戦争に突入する危険が増大し、破局を迎えることになるかもしれない。そうならないという保証はない。

つまり、侵略されたとき軍事力があつたほうが無いより安心とはいえるが、軍事力による自衛も、安全保障の点で、絶対ということはありえないのである。言い換えれば、「軍事力による自衛」と「軍事力によらない自

① 水島朝穂『武力なき平和』(岩波書店、1997年)231頁。

衛」とは、安全を保障するという点では、どちらも相対的な効果しか持たないということである。軍隊がなくてどのようにして国を守るのか、と質問する人には、まず、このことを認識してもらわねばならない。

もっとも、戦わないで占領されることを潔しとせず、かなわぬまでも戦うべきである、と考える者もあるかもしれない。しかし、このような主張は、60余年前の戦争の末期に、あくまでも「本土決戦」にこだわった者たちの議論を思い起こさせる。あの時、終戦を選んだことが誤りでないとすれば、戦わない自衛もありうることを認めざるを得ないであろう。

戦後まだ日の浅かったときには、戦争の経験を共有していた関係で、議論をしなくても、お互いに分かり合えたという事情があったが、今はそうではない。軍事力による自衛も安全を保障するとは限らないことを認識しておくが必要である。いや、それ以上に悲惨な結果を招くことすらある。そのような認識から出発すれば、軍事力による自衛が安全を保障するとは限らないように、軍事力によらない自衛もまた、けっして非常識な主張ではないことが了解されるであろう。

3) 事後の自衛と事前の自衛 軍事力による自衛を主張する論者は、主として「攻められたときの自衛」を問題にする。これに対して、軍事力によらない自衛を支持する論者が関心を持つのは、主に「攻められないようにする自衛」である。

このように説明すると、軍事力による自衛論者から異議が出るかもしれない。軍事力を持つのは、いわゆる抑止力が期待されているのであって、それは「攻められないようにする自衛」でもある、と。しかし「抑止力」は「攻めてくれば軍事力で撃破するぞ」という威嚇であるから、「攻められたときの自衛」を抜きにしては成り立たない性質のものである。したがって、やはり「攻められたときの自衛」のカテゴリーに入れてよからう。

このような誤解を避けるために、ここでは、「攻められたときの自衛」を「事後の自衛」、「攻められないようにする自衛」を「事前の自衛」と言い換えることにする。ただ、軍事力にこだわると、「事前の自衛」とい

う概念を、こんどは、先制攻撃のことではないかと誤解されかねない。しかし、そうでないことは、非武装平和主義の現実性を論証しようとする本稿の論旨から明らかであろう。

さて、「自衛」という概念は、急迫不正の侵害に対して、やむを得ず、實力を行使して防衛することと理解されてきたから、本来は、「事後の自衛」のことであって、「事前の自衛」という言葉は奇異に感じられるかもしれない。しかし、現代の複雑化した社会状況の下では、旧来の自衛の概念を膨らませて、「事前の自衛」も含む総合的な「自衛」の概念が必要となるように思われる^⑩。歴史的展望を踏まえた平和構想を基盤とする、総合的な安全保障の問題として考えなければ、問題の解決はおぼつかない。

それでは、このような総合的な安全保障の観点から第9条の「非武装平和主義」のメリット・デメリットを検討してみよう。

まず、「事後の自衛」、つまり、攻められたとき、どうやって守るか、という観点から検討すれば、これまで馴染んできた軍事力による自衛の考え方に分がある。その点では、「非武装平和主義」は、分かりにくく、きわめて不利な立場にあるといえよう。敵の軍隊に警察力で立ち向かって勝負にならないし、国際法上の群民蜂起も、どの程度効果があるか疑わしいというのが本音である。他方、第9条を改正して「普通の国」になろうとする論者の主張する軍事力による自衛は、国家防衛の常識的な方法で、ほとんどの国が採用している。前述したように、軍事力があるからといって、必ず勝てるとは限らないが、同盟条約を結んで、軍事力を増強する方法もある。したがって、侵略されてしまったときのことだけを考えれば、非武装平和主義は軍事力による自衛に太刀打ちできないように見える。

ところが、観点を変えて、「事前の自衛」としての「非武装平和主義」を検討すると、軍事力による自衛よりもはるかにメリットがあるように思

⑩ 野中俊彦・中村陸男・高橋和之・高見勝利『憲法I [第4版]』(有斐閣、2006年)170頁 [高見執筆] の*参照。

われる。まず、客観的な歴史的事実として注目に値するのは、戦後60余年、わが国は、一切戦争をせず、一人の戦死者も出さず、一人の敵兵も殺さなかった。これは、憲法第9条の「非武装平和主義」があったればこそといえる。これに対して、「普通の国」論者から、反論が出よう。「いや、それは日米安保条約に基づく駐留米軍の抑止力によるものである」と。しかし、駐留米軍の抑止効果を認めたとしても、第9条の果たした役割に変わりはない。近隣諸国に脅威を与えず、ともかくも平和が保たれたのは、わが国が「非武装平和主義」を憲法で世界に向かって宣言したことに負うところが大きい。韓国と違って、ベトナム戦争に自衛隊を送らずに済んだ。イラクには自衛隊を「派遣」したが、第9条の制約があるために、他の国のように「派兵」ではないとされ、戦火を交えることは無かった。

第9条は、残念ながら現在、その「初志」である「非武装平和主義」を純粋に維持しているとはいえない。しかし、「解釈改憲」と非難されているにしても、また、その制約が徐々に弱められているにしても、憲法第9条の果たした役割を軽視することはできない。

これに反して、「普通の国」のように軍事力で自衛しようとする、「事前の自衛」の観点からは、深刻な問題が発生する。前に述べたように、攻められたとき、相手に勝てるだけの軍事力を整備しなければ、自衛はおぼつかない。しかし、相手を上回る軍事力を整備すれば、こんどは、相手国がそれを脅威と感じる。そこで軍拡のシーソーゲームが始まる。抑止力が目的で、戦争はしない、と言っても、その保証はない。行き着くさきは戦争の悲劇となりかねない。残念ながら、これが「普通の国」のたどった歴史の現実である。カントがその著作『永遠平和のために』の中で、常備軍の廃止を説いた^⑬のも、それを避けようとしたからである。

このように見てくると、一見、単なる理想論で現実性を欠くように見え

⑬ 第1章第3条項「常備軍は、時とともに全廃されなければならない。」カント著、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』（岩波文庫、1985年）16頁以下。

る第9条の「非武装平和主義」も、そしてまた、これまで「普通の国」のやりかたとして慣れ親しんできただけに、常識的で問題がないように思われる「軍事力による自衛」論も、総合的な安全保障の視点からは、一長一短があり、優劣の判定は難しいといわなければならない。しかし、これは、形式的な一般論であって、最終的な結論ではない。というのは、この種の問題は、戦争、とりわけ現代における戦争の特質を考慮したうえでなければ、結論が出せない性質のものだからである。

4) 核兵器の登場とテロとの戦い 第二次世界大戦の末期に原子爆弾が広島と長崎に落とされた。一発の核爆弾で、幼児を含む一般市民10万以上の命が失われた。生き残った者も、被爆の後遺症に生涯苦しめられる。その後の米ソ超大国による核兵器の開発競争は熾烈を極め、広島型爆弾の数千倍の殺傷力を持つ水素爆弾の脅威が語られる時代が来た。この米ソの冷戦時代には、核戦争による人類の消滅が、真剣に心配された。しかし、これは過去のことではない。核ミサイル2600発が人類の頭上を覆っているといわれる現在もなお、この事情は、本質的に変わっていない。このような状況を直視すると、核兵器の登場によって、戦争の持つ意味が根本的に変わったといつてよかろう。

核兵器の登場は、かえって戦争の勃発を抑止する効果があると主張する者がいる。しかし、その抑止効果論者ですら、いわゆる「キューバ危機」が、結果として、幸運にも回避されたとはいえ、その名のとおり、危機一髪の危険をはらんでいたことを知らぬ者はなかろう。核兵器の保有が、抑止効果にとどまればよいが、残念ながら、その保証はない。後から考えれば、誤解や、機器の故障といった、つまらないことが原因で、「意図しない」偶発的な核戦争が勃発する可能性も、米ソの冷戦時代には、真剣に心配された。そのような心配は、ソ連の崩壊後も、本質的に解消されていない。

1975年8月に開会されたパグウォッシュ・シンポジウムで、米ソを中心に核保有国の研究者の多くが、核抑止論に賛成していたが、原爆投下直後

の長崎・広島の様相を日本の科学者が撮影した映画を見て、態度が変わり、湯川・朝永宣言にほとんど全員のメンバーが賛成に回ったといわれる。これは、核抑止論に賛成していた者も、抑止が効かず、核戦争に突入したときに、どのような悲惨な結果が発生するかを具体的に認識すれば、どのような行動をとらざるを得ないかを示している。

核兵器の登場後の戦争は、核兵器のつぶし合いによって、取り返しのつかない結果を招くことになりかねない。人類の存続すら危うくなるといっても言い過ぎではない。「第3次世界大戦がどのように戦われることになるのかは知らないが、第4次世界大戦がどのように戦われるのかは知っている。棒切れと石で、だ」^⑭というアインシュタインの警告を軽く聞き流してはならない。

先に、核兵器の登場によって、戦争の持つ意味が根本的に変わったといったが、それは、戦争が何かの目的を達成するための手段という性格を失い、人類の存亡にかかわる究極悪になってしまったということである。戦争の性格がこのように変わったとすれば、戦争という手段を使って「自衛」するという考え方は、少なくともここで、再考を要することにならざるを得ない。「軍事力による自衛」と「軍事力によらない自衛」のメリット・デメリットを比較衡量するといった一般的な考察方法を許さないほど深刻な問題であるといえよう。

なお、通常兵器の性能が驚くほど進歩した現在では、核兵器について今述べたことは、通常兵器を用いての戦争についても、程度の差はあるが、原理的には、当てはまるといってよい。まして核兵器が小型化して通常兵器と並んで戦争に使われる可能性が高くなってきた今日、戦争の性格の吟味は、ますます慎重にならざるを得ない。

ソ連が崩壊し、冷戦が終わった後では、超大国間の核戦争よりも、核拵

⑭ アリス・カラプリス編、林一訳『アインシュタインは語る』（大月書店、1997年）211頁。

散のほうの問題視されるようになってきた。これは、テロの問題とも結びついている。拡散した核兵器がテロ集団の手に渡ったら面倒なことになるからである。

「9.11」以後、米国のブッシュ政権は「テロとの戦い」を標榜して、アフガン、イラクでの戦争を遂行している。この「テロとの戦い」もまた軍事力による自衛の考え方に対して、深刻な再考を迫りつつあるといえる。超大国アメリカの超一流の軍事力をもってしても、少なくとも現在のところ、テロを鎮圧することに成功していない。そればかりか、目下のところ出口の見通しすら立っていないらしい。テロの脅威から自国とその国民を防衛するには、何ゆえ自国とその国民がテロの攻撃目標にされるのかを謙虚に反省して、その原因を取り除くための努力をすることが不可欠である。また、何ゆえテロ集団が、次から次へと発生し続けるのか、という最も根源的な問題に正面から取り組んで、それが生まれてくる土壌の問題を解決しなければならない。ただ、テロの非を大声を上げて非難し、軍事力に物を言わせて、これを押しつぶそうとしても、それだけではテロを根絶やしにはできない。

このように、「テロとの戦い」もまた、「核兵器の登場」と同様に、自衛の問題の考え方に本質的な影響を及ぼさざるを得ない。そこでは、軍事力による「事後の自衛」の比重が減少し、軍事力によらない「事前の自衛」の比重が増大していく傾向に拍車がかかる。

5) 国際連合 (UN) と欧州連合 (EU) 国際連合 (以下上述と同様に国連と略す) の制度は、第二次世界大戦の惨禍にかんがみて、世の中から戦争をなくすために案出された平和機構である。その理念は、世界の人々の平和への願いを反映したものであり、その具体的な機構も、第一次世界大戦後にできた国際連盟の苦い経験を生かして各種の改善が加えられている。しかし、前述したように、例えば、常任理事国に与えられた拒否権に見られるような問題点を内蔵していたことも認めざるを得ない。事実、その後の経過を見ても、国連は米ソ冷戦による機能麻痺、ソ連崩壊後も唯一

の超大国となった米国の国連軽視など、必ずしも、その理念に照らして十分に機能してきたとはいえない。

このような国連の現状に失望して、次のように考える者が出てきても不思議ではない。「この世の中から戦争をなくすることなど、およそ無理な話である。世界の現状を直視すれば、軍事力に頼って自衛する『普通の国』に戻るのが現実的な選択である。『備えあれば憂いなし』、『平和を望めば戦いに備えよ』という格言もあるではないか。」

イラク戦争におけるブッシュ政権の米国は、少なくとも今のところ、国連に頼らず、自国の軍事力に物を言わせて、米国主導の有志連合を結集し、このかたちでテロの問題を解決しようとしている。

確かに、この世の中から戦争をなくすることは難しい。それを目的とするシステムを作り上げても、主権国家のエゴイズムに妨げられて、機能麻痺になってしまうことは、十分に予想される。国連の現状は、まさにそれである。これは、憲法第9条の安全保障構想にとっても、きわめて重大な問題である。というのは、第9条の「非武装平和主義」の安全保障構想は、国連の集団安全保障方式と深くかかわっているからである。

しかし、あきらめる必要はない。もちろん、国連を改革する努力がなされ、それが成果をあげつつあることを忘れてはならないが、ここで指摘しておきたいのは、国連とは別の国際組織、欧州連合の存在についてである。

1959年5月9日、フランス外相ロベール・シューマンは、第二次世界大戦の惨禍を繰り返さないために、次のような構想を宣言した。「フランスとドイツの永年の抗争を除去するため、国境地帯の石炭・鉄鋼生産を、加盟国が主権の一部を委譲して作る共同機関の管理下に置く」。欧州共同体（EC）の誕生である。これが発展して、今日の欧州連合（EU）になる。

EC創設のねらいは、欧州ひいては世界の戦争の原因となってきたフランスとドイツの対立を解消することによって、戦争の発生を予防することにあった。そのために、紛争の火種となりやすい石炭と鉄鋼の生産を共同管理とし、さらに、これまで「不可侵」とされてきた主権の一部を超国家

的な機構に委譲することを断行したのである。その後の発展過程には、もちろん、いろいろと困難はあった。しかし、それを乗り越えて、経済目的を達成し、さらに進んで、超国家的な「不戦共同体」を作り出すという政治目的も達成しつつあるように見える。

「平和を望めば戦いに備えよ」と軍備の増強に励むか、人間の理性を信じて、平和維持システムの構築とその健全な発展に努力するか、の二者択一を迫られたとき、ECの誕生とEUへの発展のモデルは貴重な判断材料となるのではなかろうか。

6) 国際世論の形成と効果 第9条の「非武装平和主義」は、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」という文言と深く関連している。つまり、非戦の決意の宣言は、国際世論の支持を前提としているのである。

国連の集団安全保障に期待するのも国際世論への期待に他ならない。しかし、国連の場合は、加盟している主権国家が構成員であるから、国際世論といっても、実態は国連加盟国の政府の意思から形成されている。さらに国連の場合は、先にも述べたように、安保理事会における常任理事国の拒否権によって、その国際世論すらゆがめられる恐れがある。

しかし、国際世論には、国家意思とは区別された市民レベルのものもある。経済活動が国境を越えて国際的規模で行われている現実、非政治組織の活動の比重が増している現状などを見れば、主権国家の意思を超えた国際世論が存在することは確かである。さらに、インターネット時代が到来した今日の状況の下では、国家の意思とはかかわりのない市民レベルの国際世論が形成されるのは、説明を要しないであろう。

このように、市民レベルの国際世論が形成されれば、各国政府も国連もこれを無視して行動することは難しくなる。市民の反戦デモが米国のベトナム戦争介入を終わらせたことは、周知のことである。また、イラク戦争では、ヨーロッパの国の中には、米国の要請があったにもかかわらず、市民の反対デモによって、政府がイラク派兵を見合わせたところもある。こ

うした事例を見ると、市民レベルの国際世論が、国際政治を動かす力を持つことを軽視してはならない。

ところで、「非武装平和主義」に対して、しばしば次のような批判を耳にする。「憲法前文には『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して』とある。しかし、国家というものは、国家利益に合致する限りで約束を守りはするが、国家利益に反するような事態になれば、平気でそれを反故にする。これが現実だ。だから、それを信頼して、『われらの安全と生存を保持しよう』と決意した。』というのは、建前としては分かるが、本気で実行するのは危険だ。」しかし、これは誤解である。憲法前文には「平和を愛する諸国民」と書いてある。「諸国家」ではない。このことから、第9条の非武装平和主義にかかわってくるのは、主として市民レベルの国際世論であると解するのが自然であろう。そのように理解すれば、非武装平和主義も、決して世間知らずの夢想でもなく、お人よしの信念でもない。

3 憲法第9条は国際貢献の妨げにならないか？

1) 「草案」第2章（安全保障）の国際貢献に対する考え方 これまで論じてきた「憲法第9条で日本の安全は保障できるか？」は、非武装平和主義の現実性の検討であった。これに対して、これから取り扱う「憲法第9条は国際貢献の妨げにならないか？」は、非武装平和主義が時代遅れであるかどうかを検討しようとする試みである。

このたびの自衛隊のサマワ派遣は、実にさまざまな問題を提起した。まず、派遣の際の国会における小泉首相の苦しい答弁に、それを見ることができる。例えば、「派兵」ではなく「派遣」とあるという説明や、「戦闘地域」をめぐる鋭い質問に、のらりくらりと逃げて、ついには煙に巻いてしまった答弁は、話題になった。他方、サマワに派遣された自衛隊は、外国からは、紛れもない「軍隊」と見られているのに、憲法上の理由で、外

国の軍隊に守ってもらいながら、復興支援事業をしなければならなかった。隊員の胸のうちを推し量れば、さぞかし屈折した感情を抱かざるを得なかったのではなかろうか。

自民党の「草案」第2章(安全保障)は、このような好ましくない現象が発生する原因は、現行の憲法第9条の第2項にある、と見ている。「草案」第2章(安全保障)の起草者たちは、おそらく、こう考えたに違いない。「こうした自衛隊による国際貢献を妨げている制約を取り除くためには、もはや現行憲法第9条の『解釈』では無理である。第9条を改正して、『自衛軍』の保持を明文化するとともに、その自衛軍に『国際協力活動』の任務を追加して与える必要がある。そうすれば、これまでできないとされていた『集团的自衛権』を解釈で認めることもできる。これで海外での武力行使も可能になる。国際社会において重きを占めるわが国が、軍事的な貢献についても、相当の責任を負うことは当然である。」

しかし、第9条のもとでは、本当に国際貢献は不可能なのであろうか。そうではない。それも、「解釈改憲」で、かなりの変貌を遂げた現状の第9条を前提としてではなく、第9条の初志である非武装平和主義を前提にしたうえで可能であると思う。その理由を次に述べよう。

2) 軍事力による国際貢献と軍事力によらない国際貢献 言うまでもなく国際貢献は軍事力によるものに限られるわけではない。軍事力によらない国際貢献もある。

まず、現代の国際社会においては、民間の人や組織が主体となって行う国際的な諸活動が、平和のために大きな貢献をしていることを忘れてはならない。非武装平和主義を標榜する憲法第9条を持つわが国の場合は、とりわけ、このことが強調されなければならない。しかし、ここでは、民間レベルのものは別にして、国家レベルのものに範囲を限定しよう。そのように限定しても、軍事力によらない国際貢献がありうることに変わりはない。

国家を構成員とする国連の活動に協力することが、国家レベルの国際貢

献であることは言うまでもない。しかし、その国連の活動自体が軍事的な性格のものとは限らないのである。

国連の二大目的の一つは、いわゆる「集団安全保障」である。国際の平和及び安全の維持のためにとられる措置で、最終的には、軍事力の発動で担保されている。そして、もう一つは、経済的・社会的国際協力である。後者が非軍事的な性格のものであることは明らかである。

前者は、軍事的性格のものであるが、上述したように、それは、あくまでも最終的に軍事力が発動されるというのであって、その前に、平和的手段で解決しようとする努力がなされることは言うまでもない。ちなみに、この集団安全保障システムが、主として米ソの冷戦時代、常任理事国の拒否権の発動の応酬によって、機能麻痺に陥ったことは、前述した。その結果、その変形とも言うべき「国連平和維持活動」が、明文の根拠なしに慣習的に行われ、重要な役割を果たしている。これについては、ここでは、その存在を指摘するにとどめ、それ以上立ち入らないことにする。

このように、国連の活動自体が軍事的なものに限られないとすれば、国連に協力するという意味での「国際貢献」も、軍事力のない国でもできないことはないという結論に達する。憲法第9条の非武装平和主義が国際貢献の妨げになるということはない。

3) わが国が負うべき相当な責任の内容 これまでの説明は、わが国が第9条のもとでも、軍事力以外の方法で国際貢献が可能であるということであった。しかし、これだけでは第9条改正論者の納得は得られまい。なぜなら、第9条改正論者は、さらに加えて「国際社会において重きを占めるわが国が、軍事的な貢献においても、相当な責任を負うことは当然である」とも主張しているからである。

この主張には、軍事的に十分な貢献ができないような国は、国際社会で一人前の扱いは受けられない、という前提があるように思われる。しかし、この前提には賛成できない。なぜなら、彼らは、国際貢献の度合いを測る基準がいろいろある中で、軍事力による貢献の比重を過度に重視している

ように思われるからである。湾岸戦争のとき、国連の集団安全保障システムが発動し、安保理から、その強制措置をとる権能を委任された「多国籍軍」が活躍した。わが国は、多額の戦費を負担したにもかかわらず、地上軍を出さないという理由で、当初、ほとんどその貢献を評価されなかった。この苦い経験がトラウマとなったのか、その後のイラク戦争では、戦争の大義やその手続きに疑問の多いアメリカ主導の有志連合に、いち早く参加を表明して、自衛隊を「派遣」した。自衛隊の派遣の法的根拠について、小泉首相が国会で苦しい答弁をしたことは、前に触れた。

国連との関係では、国連決議による多国籍軍への参加や、平和執行部隊への参加、将来編成されるかもしれない国連常設軍への参加は、国連加盟のときに認められた留保^⑮にしたがって、第9条を理由に断れるのである。国連憲章第7章は、安保理事が平和に対する脅威、破壊、侵略があったときには、非軍事的制裁措置(41条)、軍事的措置(42条)をとることができる^⑯と定めている。しかし、兵力使用については、安保理と加盟国との間の特別協定が必要で、その協定は署名国によって、各自の憲法上の手続きに従って、批准されなければならない(43条3項)。この規定を見ても、国連との関係では、第9条があるにもかかわらず、軍事的な協力を無理強いされるとは考えられない。

ところが、最近特に強調される軍事力中心の国際貢献は、日米安保条約との関係で、アメリカからの強い要請に原因があるのではないかと疑われる。もしそれが思い過ごしでないとすれば、国際貢献の意味が、国連との

⑮ わが国の国連加盟が認められたのは、1956年12月18日である。それに先立ち国会でも憲法第9条との関係が問題となり、結局、外務大臣が国連事務総長に対して書簡を送り、わが国は国連に加盟するに当たって、憲法上できる限りの義務を履行することを約束するという意思表示をした。この書簡による意思表示を留保と見るかどうかについては見解が分かれる。また憲法第9条の解釈も一致していない。したがって、立場によって結論は異なるが、少なくとも、国連に対する軍事的協力義務免除の理論的根拠の可能性は否定できない。

関係で使われる場合とは異なる。ブッシュ政権のアメリカは、最近、特に国連軽視、軍勢力過信の単独行動が目立つ。それだけに、第9条と国際貢献の関係を考える際に、そこで使われる「国際貢献」が、どのような意味で使われているかを明確にした上で判断するという慎重な態度が必要となる。

4) 「良心的参戦拒否者」と「良心的参戦拒否国」 さて、ここで、軍勢力によらない国際貢献を後押しする興味深い提案を紹介しておきたい。それは、西欧の憲法の多くに見られる「良心的参戦拒否者」の制度にヒントを得て、それを国家に類推適用し、第9条を根拠に「良心的参戦拒否国」を提案しようとする試みである^⑩。

たとえば、ドイツ連邦共和国基本法は「何人もその良心に反して、武器をもってする戦争の役務を強制されない。」(4条3項)と定めている。これが「良心的参戦拒否者」の制度である。これら戦争協力を拒む個人は、戦争の役務を免除される代わりに、「代替奉仕サービス」を提供する義務を負う。この考え方を個人レベルから国家レベルにまで拡大適用しようというのが「良心的参戦拒否国」の提案である。第9条の非武装平和主義は、日本が「良心的参戦拒否国」として軍勢力による国際貢献を拒否するが、その代わりに非軍事的な国際貢献には協力を惜しまない、というのがその内容である。

これには、もちろん次のような反論が予想される。「良心とは宗教、道徳、信条など個人レベルの概念で、これを国家レベルの問題に類推適用することには無理がある。非武装平和主義は、個人の信念としては結構であるが、それを国家の安全保障の問題に持ち込まれては困る。」

確かに、個人の権利として使われた「良心的」ということばを国家にも

⑩ 例えば、チャールズ M. オーバビー著、國弘正雄訳「対訳 地球憲法第9条」(講談社インターナショナル、1997年)。その増補版(たちばな出版、2005年)。

使ったのは、比喩としては分かりやすいが、法律学的には問題があることは認めざるを得ない。しかし、憲法上の制約を理由に、自国の国際的な活動の限界を主張することは、国家として当然のことである。比喩が適当でないからといって、内容まで間違っているわけではない。

4 むすび

1) 本稿のねらい 言うまでもなく憲法第9条の解釈が非武装平和主義で一致しているわけではない。非武装平和主義を一方の極とし、自衛戦争肯定説^⑰を他方の極として、さまざまな解釈があることは周知のことである。それにもかかわらず、第9条の解釈のうち非武装平和主義を前提にして議論を展開したのには理由がある。それは、非武装平和主義が憲法第9条の志した平和構想だからである。

もっとも、第9条が占領軍の司令官マッカーサーによって押し付けられたとすれば、非武装平和主義の「志」も果たして自前のものかどうか、再考を余儀なくされる。この点について、発案者が誰であるかは諸説あるが、憲法に書き込まれる直接の指令がマッカーサーから出ていることには異論がない。とすれば、当時の政府関係者が、戦争放棄を「押し付けられた」と受け取ったのは当然であろう。しかし、当時の国民(市民)の一般的な受け取り方としては、「もう戦争はこりごりだ」という意識と一致して、むしろ歓迎されたと見るほうが当たっている^⑱。そして前述したように、制憲議会における審議に照らしても、非武装平和主義が第9条の志として

⑰ 例えば、小林宏晨「憲法の平和主義：その再考」法学紀要35巻 43頁以下(1994年)。

⑱ 猪木正道「戦争を『放棄』した半世紀の福音と反省」This is 読売・臨時増刊『日本国憲法のすべて』(前掲・注②)15頁所収。

公式に承認されていた^⑩。

さて、一方において、非武装平和主義が憲法第9条の志した平和構想であるならば、他方において、自民党「草案」の第2章（安全保障）の底流をなす考え方は、非武装平和主義を「押し付けられた」ものとし、しかもそれを実現不可能な理想論と決め付け、各主権国家が自力救済のための軍事力を蓄えるという「普通の国家」になろう、とする主張である。とすれば、第9条をとるか「草案」第2章（安全保障）をとるかの問題は、日本国が「非武装平和主義」の旗を掲げ、世界連邦による世界平和実現のさきがけを志す国家であり続けるか、それとも、世界の現状に妥協して、上述のような「普通の国家」に戻るかという、いわば国家の将来に対するグランド・デザインを選択を迫る問題に他ならないといえよう。これこそが、憲法第9条をめぐる改憲論の根本的な争点である。この点に焦点を絞って考えてみようとしたのが本稿である。

ただ、懸念されるのは、ここで「国家の将来に対するグランド・デザイン」という表現を使ったために、筆者が憲法第9条を単に将来の方針を示した「政治的マニフェスト」と解していると誤解されることである。詳しい解釈論争をする余裕はないが、筆者は、第9条を「具体的な規範」と解していることを、改めてお断りしておきたい。

2) 残された課題 上述のように、本稿では、第9条をめぐる改憲論の根本的な争点に焦点を合わせて「非武装平和主義」を採用するか「普通の国」に戻るかについて検討した。その際、改憲論を代表するものとして、政権政党が公表した自民党の「新憲法草案」を選んだ。

この根本的な争点が、改憲論が新局面を迎えてクローズアップされたのは確かである。しかし、この問題は、今回の改憲問題だけにかかわるものではない。それは、すでに日本国憲法制定後まもなくから始まって、現在もなお進行中の問題でもあることを忘れてはならない。というのは、自民

⑩ 前掲・注⑤参照。

党の「新憲法草案」は、憲法第9条の下で徐々に進められて来た「普通の国」への歩みを集大成し、これを新憲法として公然と確定しようとする試みに他ならないからである。とすれば、当然、第9条運用の変遷^⑩の検討が必要となろう。

1950年、朝鮮戦争が勃発して、米軍の主力が投入されるや、米国は一転して日本に再軍備を要求する。吉田内閣の抵抗により、警察予備隊の創設で妥協したといわれる。その後、保安隊・警備隊を経て、自衛隊となり、さらに変遷を重ねて、今日の自衛隊の法制に至っている。

こうした第9条運用の変遷を顧みると、二転三転する苦しい政府の説明にも垣間見られるように、第9条の志とも言うべき非武装平和主義とは裏腹な歩みを進めてきたと見られても仕方がない。「解釈改憲」と批判されたのも無理からぬことといえよう。

このように、日本国憲法の下で、第9条が歩んだ道が、非武装平和主義の志に反しているとすれば、この現実はどう対処するかが問われなければならない。憲法の非武装平和主義と憲法政治の実態が食い違っているとき、政権政党の「新憲法草案」は、憲法第9条を憲法政治の現実に合わせようとする。しかし、立憲主義の原則から言えば、これは邪道である。憲法規範と現実政治との乖離は、憲法規範に適合させるのが常道である。

ただし、例外がないわけではない。それは、いわゆる「憲法変遷」^⑪が認

⑩ 嶋 基見『憲法9条：研究と議論の最前線』（青林書院、2006年）112頁～161頁。

⑪ 「憲法変遷」については、比較憲法学研究7号（比較憲法学会、1995年、「憲法変遷」論 特集）、石村 修『憲法国家の実現』第2章（尚学社、2006年）、赤坂正浩「第二次大戦前ドイツの憲法変遷論(1)～(4)」日本法学63巻2号（1997年）1頁以下、同3号（1997年）1頁以下、同4号（1998年）93頁以下、64巻1号（1998年）65頁以下（1997/8年）、同「憲法変遷概念の変遷」日本法学66巻3号（2000年）247頁以下、小林宏農「憲法変遷と憲法解釈：憲法第9条を中心に」日本法学61巻4号（1996年）31頁以下など参照。なお、筆者の「憲法変遷」に関する研究としては、『憲法保障の理論』（尚学社、1986年）所収の第2、第3論文を参照。

められる場合である。「憲法変遷」とは、憲法規範に違反する憲法現実が発生しているとき、何らかの理由で、その憲法現実のほうに新しい憲法規範としての性格が認められる場合を言う。

本稿が第9条の非武装平和主義の現実性を論証し、その実現に努力すべきであるという立場をとる以上、政権政党の「新憲法草案」の第2章（安全保障）に反対するにとどまらず、現憲法下の憲法政治の現実はどう対処するかも、当然、論じなければならない。言い換えれば、現憲法下の憲法政治が、「憲法変遷」として規範的性格を認められるものではないことを論証し、違憲状態を排除する憲法理論とその法的手続きを示さなければならない。

しかし、本稿では、「憲法変遷」概念とその法的性格及び、それを第9条の現状に当てはめて、それに対処する議論に立ち入る余裕はない。今後の課題として残すことを許されたい。

なお、本稿で触れてはいるが、今後さらなる研究を深める必要を痛感したテーマとしては、「戦争の本質」の多角的究明^②、「国際社会の立憲化」^③である。これも今後の研究課題に加えたい。

あとがき

畏友、山下威士教授の退官記念号編集担当者から寄稿の依頼を受け快諾したが、よく考えてみると、今の私は本格的な論文を寄稿できる状況がない。幸い、戦中世代の生き残りの一人として、機会があれば、市民向けに憲法第9条をテーマにして話をしている。そこで、その原稿に多少手を入

② 久田栄正・水島朝穂『戦争とたたかう：一憲法学者のルソン島戦場体験』（日本評論社、1987年）など。

③ 最上敏樹「国際立憲主義の再照射」思想984号（2006年4月号）1頁以下など。

れて、論文まがいのものに仕立て上げた。こんなものを寄稿するのは失礼かもしれないが、私の近況報告として読んでいただければ幸いである。